

報告第16号

損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告について

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第11号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

平成28年11月9日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する公園における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

平成28年5月11日午後8時30分頃、取手市取手一丁目地先の取手緑地運動公園において、サッカーゴールのネットが公園敷地内の園路に飛び出ていたため、相手方が当該ネットに足を絡ませて転倒し、負傷したものである。

3 損害賠償額 35,250円 (過失割合 市100:相手方0)